

低所得の子育て世帯に対して 子育て世帯生活支援特別給付金を給付

児童
1人当たり
5万円

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、子育て世帯生活支援特別給付金を支給します。

詳しくは市ホームページをご覧ください。問い合わせ先 こども課こども福祉係 ☎(76)0995

ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分

対象 次の養育要件のいずれかに該当し、かつ所得要件のいずれかに該当する人

●養育要件

- ①児童手当受給者…令和3年4月分の児童手当を受給する人
- ②特別児童扶養手当受給者…令和3年4月分の特別児童扶養手当を受給する人
- ③新規児童手当受給者…令和3年5月から令和4年3月までのいずれかの月分の児童手当に係る受給資格の認定（他市町村からの転入を理由とするものなどを除く）または額の改定の認定を受けた人
- ④新規特別児童扶養手当受給者…令和3年5月から令和4年3月までのいずれかの月分の特別児童扶養手当

当に係る受給資格の認定（他市町村からの転入を理由とするものなどを除く）または額の改定の認定を受けた人

- ⑤その他対象児童養育者…令和3年3月31日において、平成15年4月2日から平成18年4月1日までの間に出生した児童を養育する人または令和3年4月1日以降に新たに当該児童を養育するに至った人

●所得要件

- A：令和3年度分の住民税均等割が非課税の人
B：新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和3年1月以降に家計が急変し、令和3年度分の住民税均等割が非課税である人と同様の事情にあると認められる人

申請要否・申請期間など

養育要件	対象①		対象②		対象③		対象④		対象⑤	
所得要件	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B
支給額	児童1人当たり一律5万円									
申請要否	不要	要	不要	要	不要	要	不要	要	要	要
申請期間	令和3年7月16日(金)～令和4年2月28日(月)									

※養育要件①、②に該当し、かつ所得要件Aに該当する人は申請不要で当給付金を支給します。詳細を記載した通知を7月中に郵送しますので、7月末までに通知が届かない場合はお問い合わせください。

※養育要件①、③に該当し、公務員の人が児童手当を受給している場合は、上記表にかかわらず申請が必要です。

※既に低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）の給付を受けた人は、受給できません。

マイナンバーカードをお持ちの人へ マイナポイントの予約・申し込み特設窓口を開設

令和3年4月末までにマイナンバーカードを申請した人は、自身でポイント付与の手続きをするとマイナポイントを受け取ることができます。下記日程でマイナポイントに関する手続きの支援を行う特設窓口を開設しますので、予約・申し込みの手続きがお済みでない

い人はお気軽にお越しください。

また、マイナンバーカードを健康保険証として利用するための申し込みも同時に可能です。

※保険証の持参は不要です。

問い合わせ先 市民課市民係 ☎(76)0972

日程	時間	会場	持参する物
7月9日(金)			
7月12日(月)			
7月13日(火)	午前9時～	市役所笠懸庁舎1階	・本人のマイナンバーカード
7月19日(月)	午後5時	市民コーナー	・申し込みするキャッシュレス決済の情報（カード番号やアカウントIDなど）
7月20日(火)			・数字4桁のパスワード（利用者証明用電子証明書）
7月21日(水)			

マイナンバーカードに関する相談なども受け付けます。お気軽にご相談ください。



※8月下旬に大間々庁舎、東支所でも開設予定です。